



ふじのくに
ジュニア **防災士**

運用マニュアル

令和6年4月
静岡県危機管理部危機情報課

目次

本文

- 1 静岡県ふじのくにジュニア防災士とは・・・P 1
- 2 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座について・・・P 2
- 3 認定証発行までの流れ・・・P 4
 - 意識啓発コース及び知識行動コース
 - 自主講義コース
- 4 地震防災センター見学について・・・P 10
 - 学校（団体）の申込み
 - 個人の申込み
- 5 その他・・・P 12
 - やむを得ない理由で地域の防災訓練に参加できなかった場合

様式集・資料集・・・P 13

1 静岡県ふじのくにジュニア防災士とは

県では、地域防災力の向上を図るため、将来を見据え、次世代を担う若年世代への防災啓発が重要であることから、「静岡県ふじのくにジュニア防災士」を養成している。

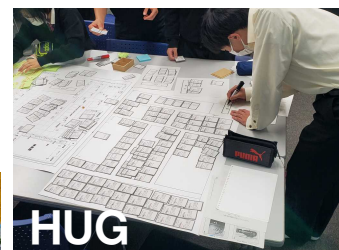
「静岡県ふじのくにジュニア防災士」とは、以下3つの理念を基に構成された「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」を受講し、認定証を交付された児童生徒のことをいう。

対象学年	小学校4年生から高校3年生まで
養成理念	静岡県ふじのくにジュニア防災士として ① 南海トラフ地震や台風等の風水害、火山噴火などの災害から自らの身を守ることができる ② 家庭の防災対策を率先して考える『家庭の防災リーダー』となる ③ 地域の防災活動に積極的に参加し、将来『地域の防災リーダー』となることが期待される 人物となるよう養成する。

《受講児童生徒・先生方の声》

- ・家族と防災対策について話し合い、家具固定の点検や備蓄品等を購入した。(小5女子)
- ・これまででは、"助けられる人"だったが、これからは"助ける人"になる。(中2女子)
- ・いざという時のために地域の訓練には必ず参加する。(高1男子)
- ・備えることの重要性について、生徒自身が考える良い機会となった。(高校教員)
- ・万が一の時に「日頃の防災教育や訓練が活かされた」と思えるように、学校としても継続的に取り組んでいきたい。(中学校教員)

ふじのくにジュニア 防災士養成講座風景





2 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座について

「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」は以下の3コースの中から、学校が独自の実情に合わせたコースを選択し、県等が講座を実施する。



養成講座の実施、地域防災訓練の参加（知識行動コースのみ）、レポート提出を終えた後※、児童生徒へ認定証を交付することで、「静岡県ふじのくにジュニア防災士」としての自覚を促す。

※レポートの記載内容は、今後の防災啓発に匿名で活用させていただく場合があります。

【県が主催するコース】…事前申請の必要なし

コース	意識啓発コース	知識行動コース
所要時間	1 コマ (50 分程度)	3 コマ程度 (100～150 分程度)
目的	災害への備えの大切さを伝える動画の視聴や防災講話を通して、防災意識を高めるきっかけを作り、主体的な行動につなげる。	防災講話や防災演習を通して、実践に近い形で防災の知識や自助・公助の重要性を学び、将来にわたり地域防災を支える意欲を醸成する。
講座内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災講話</div> (1 コマ) ※詳細は資料1を参照	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災講話</div> (1 コマ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災演習</div> (2 コマ程度) ※詳細は資料1を参照
認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座受講 ・ レポート提出 (様式3) ※地域防災訓練等への参加は認定条件ではないが、積極的な参加を呼び掛ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座受講 ・ レポート提出 (様式4) ・ 地域防災訓練等への参加
講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域局職員 ・ 地震防災センターアドバイザー ・ 県危機情報課職員 ・ 県健康体育課職員 ・ その他外部講師 	
認定証		

【学校、市町防災部署等が主催するコース】・・・事前申請の必要あり

コース	自主講義コース (同等講座認証)	
講座内容	学校で実施している防災教育の取組 各市町防災部局が実施する防災講座 など 県が主催する意識啓発コース又は知識行動コースと同等以上と認められる場合は「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」として承認する (同等講座)	
申請期限	原則、講座実施日の1ヶ月前までに申請すること ※期限内の申請が難しい場合は御相談ください	
提出資料	・ 様式8 「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座承認申請書」 ・ 講座内容が確認できる資料、活動計画書 等	
申請先	静岡県危機管理部危機情報課宛てに電子データを送付 メールアドレス : boujou@pref.shizuoka.lg.jp ※lg: エルジー	
認定条件	意識啓発コースと同等 意識啓発コースと同じ (P 2 参照)	知識行動コースと同等 知識行動コースと同じ (P 2 参照)
講師	・ 学校教職員 ・ 市町防災部局職員 ・ 防災関係者 (ふじのくに防災士) 等	
認定証	意識啓発コースと同等 	知識行動コースと同等 

★自主講義コースの内容など、お気軽にお問い合わせください!

3 認定証発行までの流れ

○意識啓発コース及び知識行動コース



※知識行動コースの場合は必須

1 講座実施依頼

学 校 (1) 学校の所在地を管轄する地域局に電話連絡し、講座の実施を依頼する。連絡先及び伝達内容は以下のとおり。

各地域局連絡先		各地域局連絡先	
賀茂地域局危機管理課	0558-24-2004	◇ 講座実施日時	
東部地域局危機管理課	055-920-2180	◇ 講座実施会場	
中部地域局危機管理課	054-644-9104	◇ 講座を受講する人数	
西部地域局危機管理課	0538-37-2204	◇ 講座のコース名	

地域局 (2) 学校からの要望を受けて、講師対応が可能かどうかを確認する。対応可能な場合は、その旨を学校に伝える。対応が難しい場合は、その旨を学校に伝えるとともに、危機情報課へ電話連絡し、講師対応の依頼をする。

学 校 (3) 講師確定後、様式1「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座に係る講師派遣について(依頼)」を作成し、講師の対応をする機関へメールにて送付する。送付先については以下のとおり。

講 師	講師派遣依頼文送付先	メールアドレス
賀茂地域局職員	賀茂地域局長	kamo-kiki@pref.shizuoka.lg.jp
東部地域局職員	東部地域局長	toubu-kiki@pref.shizuoka.lg.jp
中部地域局職員	中部地域局長	chubu-kiki@pref.shizuoka.lg.jp
西部地域局職員	西部地域局長	seibu-kiki@pref.shizuoka.lg.jp
危機情報課職員	静岡県危機情報課長	boujou@pref.shizuoka.lg.jp
健康体育課職員	静岡県危機情報課長 ※危機情報課より講師依頼	boujou@pref.shizuoka.lg.jp
地震防災センター職員		
外部講師		

※lg:エル ジー

2 講座の実施

学 校 (1) 講師が確定し、講座実施が決定したら、以下（「講座当日までに確認すること」）のとおり講座の準備をする。

【講座当日までに確認すること】

- ・担当する講師に連絡し、日程や講座内容について事前打ち合わせを行う。
- ・プロジェクター及びマイク、映像機器（DVD再生用）等を準備し、動作確認を行う。

講 師 (2) 学校から依頼のあった講座時間を厳守し、講座を実施する。

学 校 (3) 防災担当者は、授業監督者として講座に同席し、児童生徒とともに講座を聴講する。

(4) 講座当日は、以下「講座当日の対応」のとおり対応する。

【講座当日の対応】

- ・講座開始前には、児童生徒に資料3「持ち帰り資料」を配布する。
- ・講座終了後、児童生徒に様式3（意識啓発コース）又は様式4（知識行動コース）「レポート用紙」を配布し、「家庭の防災リーダー」となり、家庭防災会議を開くなど、家庭の防災対策を率先して考えるよう伝える。



持ち帰り資料

様式3
静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座（意識啓発コース）レポート

学校名	居住地区
氏名	年 組 番

今日の講座を通して、家族で「家庭内対策」について話し合ってみましょう！

私は以下の内容について、家族と話し合いました！

※話し合いの結果、行動したことも記入しましょう。

※レポートの記載内容は、今後の防災啓発に匿名で活用させていただく場合があります。

静岡県デジタル地震防災センター
地震防災センターの疑似見学や災害VR体験ができます。
レポートの参考や、講座の復習にアクセスしてみましょう！

レポート用紙

3 防災訓練の参加

学校 (1) 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座を受講した児童生徒に、地域で行われる防災訓練に参加することを伝える。

意識啓発コースは認定条件ではないが、積極的に参加すること。

知識行動コースは認定条件であるため、必ず参加すること。

地域で行われる主な防災訓練

総合防災訓練: 8~9月に実施

地域防災訓練: 11月~12月に実施

- ・上記の訓練とは別に地域で実施される訓練でもよい。
- ・地域によって訓練の実施日は異なるので、HP等で確認する。訓練を実施しない地域に居住している児童生徒がいる場合は、危機情報課(054-221-2644)まで相談する。

御殿場市の事例 - 中学生による防災学習発表 -

御殿場市では、中学3年生が「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」で学んだ知識を12月に実施される地域防災訓練で成果発表している。

中学を卒業する前に、これまでお世話になった地域へのお礼を込めて、養成講座で得た防災知識を地域へ還元することで、地域全体の防災力向上に繋がっている。



個人的な理由により防災訓練を欠席した場合

防災訓練を個人的な理由によって欠席した場合は、知識行動コースの認定証ではなく、意識啓発コースの認定証を交付するものとする。



※防災訓練の中止等、やむを得ない理由で欠席した場合の対応については、P12を参照

4 レポート等書類提出

- 学校** (1) 講座実施後に児童生徒に配布したレポート用紙を回収し、様式2「静岡県ふじのくにジュニア防災士認定申請について」等の必要書類を静岡県危機管理部危機情報課に提出する。提出書類や提出先等については以下のとおり。

提出書類	
	様式2「静岡県ふじのくにジュニア防災士認定申請について」
	様式3又は様式4「レポート用紙」
	様式6「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者名簿」
提出期限	
意識啓発コース	養成講座実施から2ヶ月以内をめぐりに提出 ※2月末日までに提出すること
知識行動コース	防災訓練参加から2ヶ月以内をめぐりに提出 ※2月末日までに提出すること
提出先（静岡県危機管理部危機情報課宛てに送付すること）	
紙媒体	【郵送】〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電子データ	【電子メール】boujou@pref.shizuoka.lg.jp ※lg:エルジー

※地震防災センターアドバイザーによる講座を受講した場合、地震防災センターへ郵送又は電子メールで提出すること(宛先:11ページ参照)。

5 認定証交付

- 危機情報課** (1) 学校から様式2「静岡県ふじのくにジュニア防災士認定申請について」等を受理した後、内容を審査したうえで様式7「静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証交付について」により認定証を交付する。
- 学校** (2) 認定証が届き次第、認定者へ配布し、認定証裏面の空欄に氏名を記入させ、裏面に記載のある心得について説明する。

認定証の裏面は両コース共通です。

学校名の記入

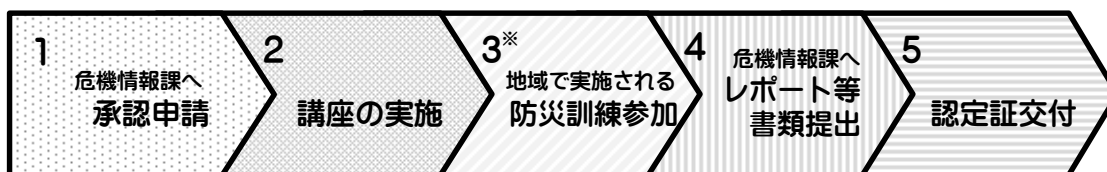
氏名の記入

ふじのくにジュニア防災士心得

- ① 自分の命を守るために備えること
- ② 家庭の防災対策を優先して考えること
- ③ 地域の防災活動に参加すること

こちらのQRコードから静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」をダウンロードできます。

○自主講義コース



※知識行動コースと同等講座の場合は必須

1 承認申請

実施団体 (1) 講座を実施する前に下記のとおり、承認申請の書類を危機情報課へ提出する。

提出書類	
様式8「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座承認申請について」	
講座内容が確認できる資料（活動計画等）	
提出期限	
原則、講座実施日の1ヶ月前までに提出する ※期限内の提出が難しい場合は御相談ください	
提出先（静岡県危機管理部危機情報課宛てに送付すること）	
紙媒体	【郵 送】〒420-8601 静岡県葵区迫手町9番6号
電子データ	【電子メール】boujou@pref.shizuoka.lg.jp ※lg:エルジー

危機情報課 (2) 実施団体からの提出書類を受領後、講座内容を審査し、同等講座として承認可能であれば、様式9「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座自主講義コースの承認について」により、実施団体へ通知する。

2 講座の実施

実施団体 (1) 「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」として承認を受けたら、講座実施日までに、準備をする。その際、以下の点について注意する。

【講座実施にあたり注意すること】

- ・計画から修了に当たっては、申請者の責任により、実施すること。
- ・講座の中止、又は実施日時や内容等を変更する場合は、電話にて速やかに静岡県危機管理部危機情報課（054-221-3694）へ報告すること。

危機情報課 (2) 実施団体から、講座の中止、実施日時の変更等の報告を受けた際は理由等を確認のうえ受付ける。

3 防災訓練の参加

★防災訓練の参加への対応については、「意識啓発コース」・「知識行動コース」と同じ（P 6 参照）。

意識啓発コースは認定条件ではないが、積極的に参加すること。

知識行動コースは認定条件であるため、必ず参加すること。

4 レポート等書類提出

実施団体 (1) 「意識啓発コース」・「知識行動コース」と同様に、講座実施後に児童生徒に配布したレポート用紙を回収し、以下のとおりの提出書類を静岡県危機管理部危機情報課に提出する。

提出書類	
様式 2 「静岡県ふじのくにジュニア防災士認定申請について」	
様式 3 又は様式 4 「レポート用紙」	
様式 6 「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者名簿」	
自由様式 講座の資料、講座や活動の様子が分かる写真	
提出期限	
意識啓発コース と同等	養成講座実施から 2 ヶ月以内をめどに提出 ※ 2 月末日までに提出すること
知識行動コース と同等	防災訓練参加から 2 ヶ月以内をめどに提出 ※ 2 月末日までに提出すること
提出先（静岡県危機管理部危機情報課宛てに送付すること）	
紙媒体	【郵 送】 〒420-8601 静岡県葵区追手町 9 番 6 号
電子データ	【電子メール】 boujou@pref.shizuoka.lg.jp ※lg: エルジー

※地震防災センターアドバイザーによる講座を受講した場合、地震防災センターへ郵送又は電子メールで提出すること(宛先:11 ページ参照)。

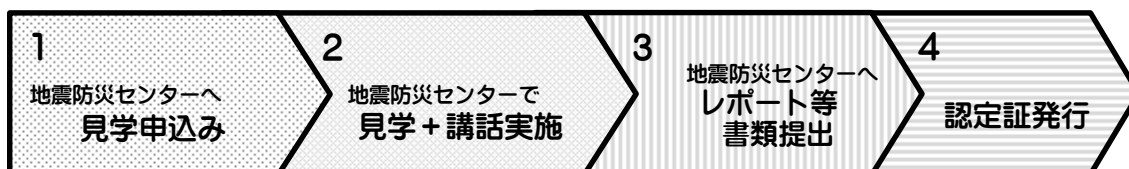
5 認定証交付

★認定証交付については、「意識啓発コース」・「知識行動コース」と同じ（P 7 参照）。

4 地震防災センターの見学について

○学校(団体)の申込み

地震防災センターの見学コースで、(見学+防災講話コース)を選択した場合、「意識啓発コース」として承認することができる。



1 見学申込み

学校 (1) 地震防災センターHPから見学予約 (WEB予約) する。その際、「ジュニア防災士希望の方はこちら」から予約をし、見学 (A、B、C、Dコース) に加えて、オプションの「防災講話を利用する」を選択する。

※見学のみでは承認されませんので、御注意ください。

〈参考：地震防災センター見学コース一覧〉

Aコース (約 60 分)	(1 階)ふじのくにシアターと地震津波ゾーン
Bコース (約 90 分)	(1 階)ふじのくにシアターと地震津波ゾーン (2 階)風水害ゾーンと火山災害ゾーンの展示案内
Cコース (約 90 分)	(1 階)ふじのくにシアターと地震津波ゾーン (2 階)風水害ゾーンの展示案内
Dコース (約 90 分)	(1 階)ふじのくにシアターと地震津波ゾーン (2 階)火山災害ゾーンの展示案内

上記コースに加えて「防災講話 (約 30 分)」を選択する必要があります。

※見学のみ選択した場合でも、別途、学校において講話や演習を実施する場合は、認定証を取得できることもありますので、危機情報課 (054-221-3694) にお問い合わせ下さい。

2 見学+講話実施

3 レポート等書類提出

学校 (1) 必要書類を地震防災センターへ郵送又は電子メールで提出する (宛先：11 ページ参照)。

4 認定証発行

○個人の申込み

地震防災センターで実施する「個人を対象としたジュニア防災士養成講座」を受講した場合、「意識啓発コース」として承認することができる。



1 受講申込み

- 個人 (1) 地震防災センターへ FAX (054-251-7300) 又は電子メール (bousaikouwa@apost.plala.or.jp) で受講の申込みをする。
(2) 地震防災センターから、受講受付の連絡を受ける。

2 講座の受講

Aコース+防災講話 (約90分)	(1階)ふじのくにシアターと地震津波ゾーン オプション「防災講話」
---------------------	--------------------------------------

※個人での申込みの場合、団体見学のAコース+防災講話と同様の内容となります。

3 レポート等書類提出

- 個人 (1) 必要書類を地震防災センターへ郵送又は電子メールで提出する。

4 認定証発行

開催日時や申込方法等の詳細は、地震防災センターホームページに掲載しています。下記の URL から御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/bosaicenter/index.html>

静岡県 HP で、ページ ID 表示「1003636」 🔍

静岡県地震防災センター

〒420-0042 静岡市葵区駒形通5丁目9番1号

電話: 054-251-7100

FAX: 054-251-7300

電子メール: bousaikouwa@apost.plala.or.jp

5 その他

○やむを得ない理由で地域の防災訓練に参加できなかった場合

8～9月の総合防災訓練や11月～12月の地域防災訓練において、地域で防災訓練を実施しなかったり、防災訓練への参加が役員のみであったりなど地域の事情等により、知識行動コースを受講した児童生徒が、地域の防災訓練に参加できなかった場合は、通常のレポート（様式4）の表面に加えて、地域防災訓練代替レポート（様式4）裏面の記入をもって、地域の防災訓練参加の代替とします。

ただし、個人的な理由により防災訓練を欠席した場合は、意識啓発コースの認定証の交付となりますので御了承ください。

【様式4（裏面） 代替レポート記載例】

記載例

静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座（防災訓練代替）レポート
※やむを得ない理由で地域の防災訓練に参加できなかった場合④を記入してください。

③ 自宅から避難場所までの地図を作成してください。

※手書きや、地図（ハザードマップやWeb地図など）を貼付けて避難経路を作成してください。



④ 上の地図内で危険な箇所や役立ちそうな箇所等を書き出してください。

<p>【危険箇所】 A:土砂崩れ(大雨・地震) B:河川の増水(大雨) C:フロック岩の倒壊、家屋の倒壊(地震)</p> <p>【役立ちそうな箇所】 D:公衆電話 E:自動販売機 F:郵便局 G:コンビニ H:ホームセンター</p>	<p>(気づいたことや感じたこと)</p> <ul style="list-style-type: none">・自宅の周りを歩いてみて、改めて建物が密集していることに気づいた。・普段何気なく通っている道が災害時には、危険な道にやると感じた。・ホームセンターや郵便局は避難に必要物品を揃えるのに役立つ！今のうちに準備！
--	---

静岡県デジタル地震防災センター

地震防災センターの疑似見学や災害VR体験ができます。
レポートの参考や、講座の復習にアクセスしてみましょう！



裏面

様式集・資料集

様式集

- 様式1 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座に係る講師派遣について（依頼）
- 様式2 静岡県ふじのくにジュニア防災士の認定について（依頼）
- 様式3 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座（意識啓発コース）レポート
- 様式4 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座（知識行動コース）レポート
【裏面】 代替レポート（やむを得ない理由で防災訓練に参加できなかった場合）
- 様式6 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者名簿
- 様式7 静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証交付について
- 様式8 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座承認申請について
- 様式9 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座の承認について
- 様式10 静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証（意識啓発コース）
- 様式11 静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証（知識行動コース）
- 様式12 静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証再交付申請書

資料集

- 資料1 静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座内容
- 資料2 ふじのくにジュニア防災士養成講座用教材（語り部動画）貸出に関する取扱要領
- 資料3 自主講義コース事例

様式の編集データ（Word・Excel）は
静岡県HPに掲載しています。
以下URLからご確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/jinzai/1054328.html>

静岡県HPで、ページID表示「1054328」 🔍

様式1

令和〇年 11 月 3 日

所属長（運用マニュアル P4 参照）様

〇〇市立△△中学校長

静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座に係る講師派遣について
（依頼）

このことについて、下記のとおり、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施いたします。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、講師の派遣について、御配慮いただきますよう、お願いいたします。

記

1 日 時

令和〇年 11 月 8 日（木）10 時 00 から 12 時 30 分まで

2 会 場

〇〇市立△△中学校体育館（〇〇市△△□一□）

3 対 象 者

<input type="checkbox"/> 小学4年生（名）	<input type="checkbox"/> 小学5年生（名）	<input type="checkbox"/> 小学6年生（名）
<input type="checkbox"/> 中学1年生（名）	<input checked="" type="checkbox"/> 中学2年生（70名）	<input type="checkbox"/> 中学3年生（名）
<input type="checkbox"/> 高校1年生（名）	<input type="checkbox"/> 高校2年生（名）	<input type="checkbox"/> 高校3年生（名）

4 講 座 内 容

<input type="checkbox"/> 意識啓発コース（50分程度）
<input checked="" type="checkbox"/> 知識行動コース（100～150分程度）

5 準 備

プロジェクター、パソコンはこちらで準備いたします。

担 当：2 学年主任 ○○ ○○

電 話：012-345-6789

F A X：012-345-6789

様式2

令和〇年12月9日

静岡県危機管理部危機情報課長 様

〇〇市立△△中学校長

静岡県ふじのくにジュニア防災士の認定について（申請）

静岡県ふじのくにジュニア防災士の認定申請に当たり、下記のとおり提出します。つきましては、認定証の発行をお願いします。

記

<受講コース>

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 意識啓発コース（50分程度） |
| <input checked="" type="checkbox"/> 知識行動コース（100～150分程度） |
| 自主講義コース（ <input type="checkbox"/> 意識啓発コース同等 <input type="checkbox"/> 知識行動コース同等） |

<講座実施日>

令和〇年11月9日（木） ※実施日が複数の場合は行を追加

<提出資料>

	資料	提出方法	
		紙媒体	電子媒体
1	【様式2】申請書（本紙）	/	○
2	【様式6】ふじのくにジュニア防災士申請者名簿	/	○
3	レポート用紙 <u>70</u> 人分 ※意識啓発用【様式3】、知識行動用【様式4】	○	/
4	講座を実施したことが分かる資料 （講座の様子分かる写真でも可） ※自主講義コースのみ提出	/	/

※レポート用紙・様式・資料は紙媒体又は電子媒体のどちらかで提出

担当：2学年主任 ○○ ○○

電話：012-345-6789

FAX：012-345-6789

ふじのくにジュニア防災士認定申請提出書類チェックシート

	書類名	チェック項目	チェック欄
1	申請書 (様式2)	受講コースに誤りはないか？	○
		レポート用紙の提出者の数に誤りはないか？	○
		紙媒体又は電子媒体のどちらかを提出しているか？	○
2	申請者名簿 (様式6)	名簿に記載されている氏名に誤りはないか？	○
		名簿記載者とレポート提出者は一致しているか？	○
		名簿順とレポート提出順は一致しているか？	○
3	レポート用紙	受講コースと様式に誤りはないか？ ※意識啓発用【様式3】、知識行動用【様式4】	○
4	講座の資料等	講座を実施したことが分かる資料はあるか？ ※自主講義コースのみ	

様式3

静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座（意識啓発コース）レポート

学校名	〇〇市立△△中学校	居住地区	△△△△
氏名	〇〇 〇〇	〇年 〇組 〇番	

今日の講座を通して、家族で「家庭内対策」について話し合ってみましょう！



私は以下の内容について、家族と話し合いました！

地震のときの避難場所は△△小学校。

家族で近くの避難場所まで歩いて、避難経路を確認。

携帯トイレの備蓄が足りないので、ホームセンターで

購入した。今後、食料の備蓄も増やしていく。

ドアの開閉部分付近にたんすがあったので移動した。

冷蔵庫の固定ができていなかったなので固定した。

台風の時、近くの川が危ないときは、高台に住んで

いるおばあちゃんちに避難する。

地域の防災訓練へ積極的に参加する。

※話し合いの結果、行動したことも記入しましょう。

※レポートの記載内容は、今後の防災啓発に匿名で活用させていただく場合があります。

静岡県デジタル地震防災センター

地震防災センターの疑似見学や災害VR体験ができます。
レポートの参考や、講座の復習にアクセスしてみましょう！



静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座（知識行動コース）レポート

学校名	〇〇市立△△中学校	居住地区	△△△△
氏名	〇〇 〇〇	〇年 〇組 〇番	

① 家族で「家族内対策」について話し合ってみましょう！

私は以下の内容について、家族と話し合いました！

避難場所 → 地震（△△小学校）、洪水（▽▽高校）

携帯トイレの備蓄が足りないため購入しました。

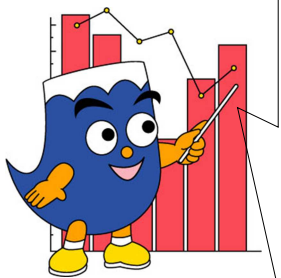
食器棚を固定していかったため、器具を購入し固定しました。

家族みんなで避難経路を歩き、避難経路マップを作成しました。

食料・飲料水の備蓄を確認し、必要な物を購入しました。

家にあるもので使えるものをチェックしました。

※話し合いの結果、行動したことも記入しましょう。



② 訓練に参加して、地域の力になれると思ったことを記入してください。

私は以下の取り組みで地域の力になります！

近所の方への挨拶を心がけ、顔の見える関係を築きます。

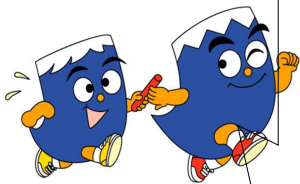
みんなの手本となるように率先して避難の行動をとります。

小さい子の面倒やお年寄りの方への気配りを忘れません。

率先して地域の方の手伝いをしていきます。

これからも、地域の防災訓練に積極的に参加し、周りの方への

挨拶や声かけをしていきます。



※レポートの記載内容は、今後の防災啓発に匿名で活用させていただく場合があります。

①②については、全員記入してください。

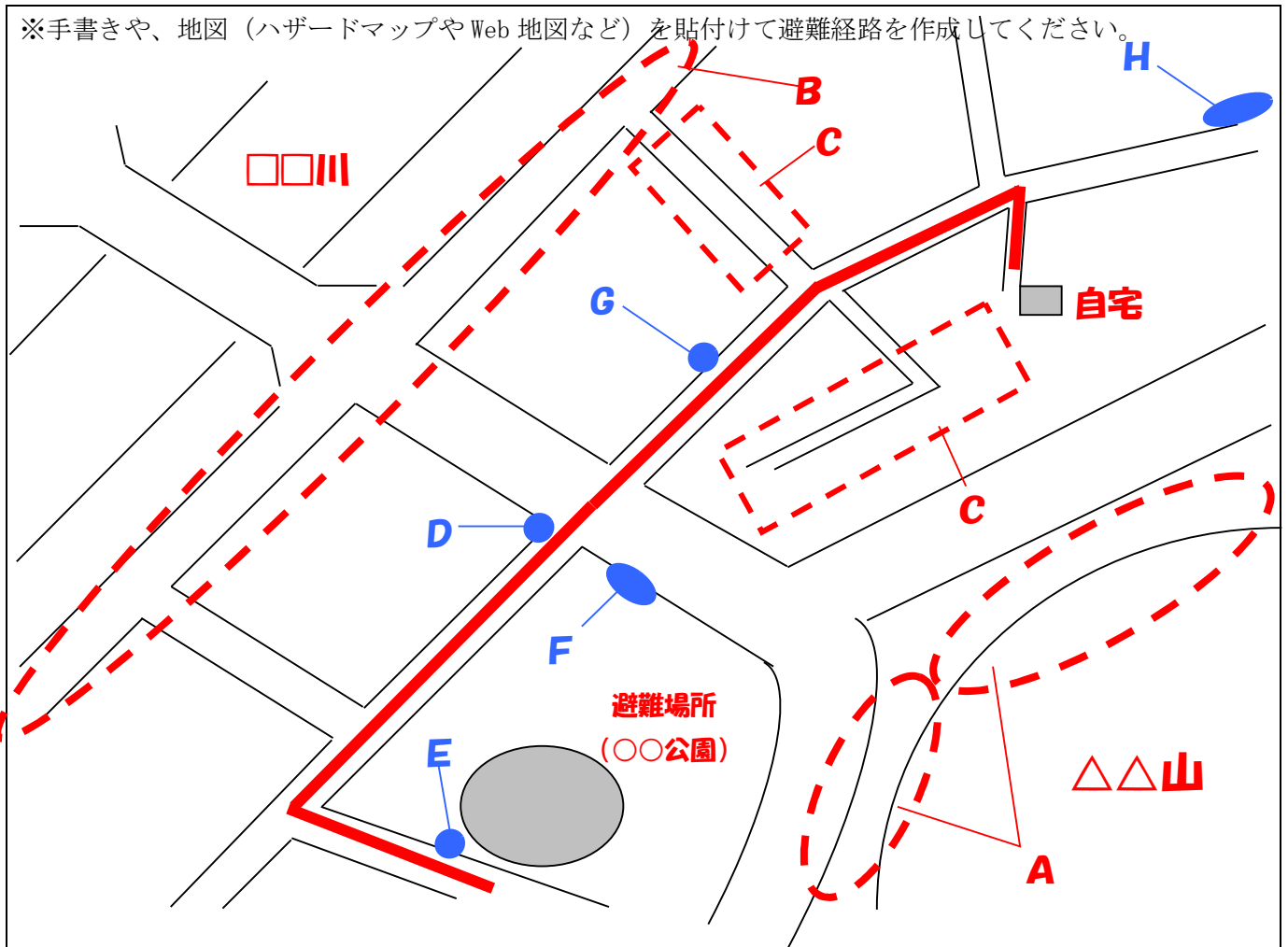
※ 訓練中止など、やむを得ない理由で地域の防災訓練に参加できなかった場合

②には「防災教育を受けて、地域の力になれると思ったこと」を記入してください。

また、裏面の（防災訓練代替）レポートを記入してください。

※やむを得ない理由で地域の防災訓練に参加できなかった場合③④を記入してください。

③ 自宅から避難場所までの地図を作成してください。



④ 上の地図内で危険な箇所や役立つような箇所等を書き出してください。

【危険な箇所】

A: 土砂崩れ(大雨・地震)

B: 河川の増水(大雨)

C: ブロック塀の倒壊、家屋の倒壊(地震)

【役立つような箇所】

D: 公衆電話

E: 自動販売機

F: 薬局

G: コンビニ

H: ホームセンター

〈気づいたことや感じたこと〉

・自宅の周りを歩いてみて、改めて建物が密集していることに気づいた。

・普段何気なく通っている道が災害時には、危険な道になるんだと感じた。

・ホームセンターや薬局は避難に必要な物を揃えるのに役立つ！今のうちに準備！

静岡県デジタル地震防災センター

地震防災センターの疑似見学や災害VR体験ができます。
レポートの参考や、講座の復習にアクセスしてみましょう！



静岡県ふじのくにジュニア防災士申請者名簿

学校名： ○○市立△△中学校

No.	学年	組	番号	氏名	レポート提出 確認欄	県チェック欄
1	2	1	1	静岡 太郎	○	
2	2	1	2	浜松 二郎	○	
3	2	1	3	磐田 花子	○	
4	2	1	4	藤枝 桃子	○	
5	2	1	5	富士 清二	○	
6	2	2	1	沼津 昌子	○	
7	2	2	2	函南 正男	○	
8	2	2	3	伊豆 三郎	○	
9	2	2	4	焼津 知子	○	
10	2	2	5	湖西 明美	○	
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						

※適宜行の追加、又はクラスごとにシートを分けて使用してください。
 ※レポート提出者のみ名簿に記載し、未提出者は名簿へ記載しないでください。
 ※レポート及び名簿のNo.欄を活用し、提出レポートと名簿の順をそろえてください。
 ※レポート提出を確認し、「レポート提出確認欄」に「✓」又は「○」を付けてください。
 ※太枠「県チェック欄」の記載は不要です。

様式7

危情第〇〇号
令和〇年12月18日

様

静岡県危機管理部危機情報課長

静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証交付について

このことについて、審査の結果、静岡県ふじのくにジュニア防災士として認定したので、下記のとおり認定証を交付します。

記

1 修了コース

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 意識啓発コース (50分程度) |
| <input checked="" type="checkbox"/> 知識行動コース (100～150分程度) |
| <input type="checkbox"/> 自主講義コース |

2 認定者 80人 (別添「受講者名簿」のとおり)

3 認定証 ふじのくにジュニア防災士 (知識行動コース)

担当：情報班 〇〇 〇〇
電話：054-221-3694
FAX：054-221-3252

様式8

令和〇年 12月 9日

静岡県危機管理部危機情報課長 様

〇〇市立△△中学校長

ふじのくにジュニア防災士養成講座承認申請について

下記のとおり、防災講座を実施しますので、ふじのくにジュニア防災士養成講座の自主講義コースとして申請します。

記

- 1 日 時：**令和〇年 11月27日（木）13時00分から15時30分まで**
- 2 会 場：**〇〇市立▽▽中学校体育館（〇〇市▽▽12-34）**
- 3 講 師：**〇〇市危機管理課〇〇〇〇氏**
- 4 対 象 者：**〇〇市立▽▽中学校2年生（105名）**
- 5 講 座 内 容：

<防災講話等>

- 地震 津波 火山 風水害 土砂災害 原子力
 家庭内対策 地震災害史
 その他（ ）

<防災演習等>

- HUG DIG 災害時判断ゲーム
 その他（ **避難所設営訓練** ）

※詳細は別添資料のとおり（防災講座の要項等を添付）

- 6 申請コース：

意識啓発コース（同等） 知識行動コース（同等）

担 当：**2学年主任** 〇〇〇〇

電 話：**012-345-6789**

F A X：**012-345-6789**

様式9

危情第◇◇◇号
令和○年10月25日

(例)□□市立▽▽中学校長 様

静岡県危機管理部危機情報課長

ふじのくにジュニア防災士養成講座の承認について

令和○年10月14日付けで申請のあった「ふじのくにジュニア防災士養成講座承認申請」について、審査の結果、下記のとおり自主講義コースとして承認します。

記

1 承認コースについて

以下のコースと同等講座として承認する。

意識啓発コース 知識行動コース

2 承認の条件について

- (1) 企画から修了にあたっては、申請者の責任により、実施してください。
- (2) 講座の実施日時や内容を変更する場合は、速やかに報告してください。

3 承認の取消について

2の条件に反する行為その他、県が不適切と認める行為があった場合、承認を取り消すことがあります。

担当：情報班 ○○○○

電話：054-221-3694

FAX：054-221-3252

様式 10

サイズ：縦 5.4 センチ×横 8.5 センチ 色：シルバー



様式 11

サイズ：縦 5.4 センチ×横 8.5 センチ 色：ゴールド



様式 12

令和〇年2月1日

静岡県危機管理部危機情報課長 様

〇〇市立△△中学校長

静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証再交付申請について

静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証を（損傷・亡失）したので、下記のとおり、静岡県ふじのくにジュニア防災士認定証の再交付を申請します。

記

学校名	〇〇市立△△中学校
氏名	□□ □□
認定証発行日	令和〇年 12 月 18 日
認定証種類	<input type="checkbox"/> 意識啓発コース（銀） <input checked="" type="checkbox"/> 知識行動コース（金）
再交付理由	別添の認定証のとおり、損傷したため。

（注）損傷の場合にあっては、その認定証を添付すること

担 当：〇組担任 △△ △△
電 話：012-345-6789
F A X：012-345-6789

静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座内容

防災講話

内容	動画視聴＋講話	必要な時間	1 コマ (50 分程度)
【概要】 動画の視聴や講話をとおして、自然災害への理解を深め、防災教育や災害に備えること等の重要性、自助共助の大切さについて学ぶ。	【教材】 ・語り部動画 「いのちをつなぐもの」 ・パワーポイントスライド ★中学生・高校生推奨	【用意するもの】 ・プロジェクター ・スクリーン 等	
内容	防災学習アプリ＋講話	必要な時間	1 コマ (50 分程度)
【概要】 防災学習アプリを活用したグループワークや講話をとおして、自然災害への理解を深め、防災教育や災害に備えること等の重要性、自助共助の大切さについて学ぶ。	【教材】 ・防災学習アプリ ・パワーポイントスライド ★小学生推奨	【用意するもの】 ・プロジェクター ・スクリーン 等	
内容	わたしの避難計画＋講話	必要な時間	1 コマ (50 分程度)
【概要】 わたしの避難計画の作成をとおして、ハザードマップや避難行動の確認を行う。また講話をとおして、自然災害への理解を深め、災害に備えること等の重要性、自助共助の大切さについて学ぶ。	【教材】 ・わたしの避難計画 ・パワーポイントスライド ★小学生・中学生対象	【用意するもの】 ・プロジェクター ・スクリーン ・筆記用具 等	※意識啓発コースのみ対象

※動画視聴や防災学習アプリを使用せず、講話のみを希望する際は、御相談ください。

防災演習

内容	避難所運営ゲーム (HUG)	必要な時間	2 コマ (100 分以上)
【概要】 避難者に見立てたカードを使用し、実際の避難所運営を疑似体験することで、災害時の対応や自助共助の大切さを学ぶ。	【教材】 ・HUGカード ・パワーポイントスライド	【用意するもの】 ・プロジェクター ・スクリーン ・図面 等	
内容	災害図上訓練 (DIG)	必要な時間	2 コマ (100 分以上)
【概要】 地域の地図を用いて、実際の災害をイメージし、地域の危険箇所や課題等を発見することで、災害時の対応等について学ぶ。	【教材】 ・パワーポイントスライド	【用意するもの】 ・プロジェクター ・スクリーン ・地図 等	
内容	災害時判断ゲーム (クロスロード)	必要な時間	1～2 コマ (50 分～100 分程度)
【概要】 実際の災害で起こり得る状況に対して、自分で判断し、周囲と話し合うことで、災害に対する多くの価値観や災害時の対応等について学ぶ。	【教材】 ・カード ・パワーポイントスライド	【用意するもの】 ・プロジェクター ・スクリーン 等	

ふじのくにジュニア防災士養成講座用教材（語り部動画）貸出に関する取扱要領

静岡県危機管理部危機情報課

（趣旨）

第1条 この要領は、ふじのくにジュニア防災士養成講座用教材（語り部動画）DVD（以下、「語り部動画」という）の学校への貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出目的）

第2条 語り部動画の貸出は、学校が実施する防災講座や避難訓練において、児童生徒が災害に対する自助・共助の重要性を学ぶ教材として活用するために行う。

（借用資格）

第3条 語り部動画の借用資格を有する者は、静岡県内の公私立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）とする。

（借用期間）

第4条 借用期間は、講座の実施日前後5日間（土日を除く）以内とする。

（借用枚数）

第5条 借用を受けることができる語り部動画の枚数は原則1枚とする。ただし、複数の教室で使用するなど、複数枚の語り部動画が必要な場合は、相談のうえ借用を許可する。

（借用手続）

第6条 借用を希望する者は、危機情報課長あてに「借用申請書」（様式第1号）を提出する。第5条に基づき、複数枚の語り部動画の借用を希望する場合は、「使用目的欄」に理由及び枚数を記載する。

（借用許可）

第7条 危機情報課長は、第6条に基づき、借用申請があった者に対し、適性と認められる場合に「借用許可書」（様式第2号）を交付する。

（貸出管理）

第8条 危機情報課長は、第7条に基づき借用許可した者を「語り部動画貸出管理簿」（様式第3号）にて管理する。

（遵守事項）

第9条 利用者は次のことを遵守しなければならない。

- 1 第2条の目的以外に使用しないこと。
- 2 語り部動画の紛失、破損等が生じた場合には、直ちに危機情報課へ届け出て、その指示に従うこと。
- 3 返却期日を遵守すること。

- 4 語り部動画を転貸しないこと。
- 5 語り部動画をインターネット等で公開しないこと。

(借用の停止)

第10条 利用者がこの要領に違反したことが判明した場合には、直ちに借用の許可を取り消すとともに、以後の借用を認めないものとする

(要領の改正)

第11条 この要領の改正は、危機情報課長の決裁をもって行う。

附則 (制定)

この要領は、令和2年12月4日から施行する

この要領は、令和3年8月25日から施行する

(様式第1号)

語り部動画借用申込書

令和 年 月 日

静岡県危機管理部危機情報課長 様

学校名_____

代表者_____

下記事項を遵守し、語り部動画の借用を申し込みます。

学校名	
住 所	〒 _____
担当者名	
電話番号	
使用日	令和 年 月 日 ()
使用場所	
使用目的	

《遵守事項》

- 1 第2条の目的以外に使用しないこと
- 2 語り部動画の紛失、破損等が生じた場合には、直ちに危機情報課に届け出ること
- 3 返却期日を遵守すること
- 4 語り部動画を転貸しないこと
- 5 語り部動画をインターネット等で公開しないこと

(様式第2号)

語り部動画借用許可書

令和 年 月 日

様

静岡県危機管理部危機情報課長

令和 年 月 日付けで借用申し込みのあった、語り部動画の借用については、下記のとおり許可します。

記

- 1 動画使用日 令和 年 月 日 ()
- 2 貸出期間 令和 年 月 日 () から 月 日 () まで
- 3 貸出枚数 枚
- 4 遵守事項
 - (1) 第2条の目的以外に使用しないこと
 - (2) 語り部動画の紛失、破損等が生じた場合には、直ちに危機情報課へ申し出て、その指示に従うこと
 - (3) 返却期日を遵守すること
 - (4) 語り部動画を転貸しないこと
 - (5) 語り部動画をインターネット等で公開しないこと
- 5 許可の取り消し
借用の許可を受けた者が、3の遵守事項に違反したことが判明した場合、直ちに、借用の許可を取り消すとともに、以後の借用を認めないものとする。

ふじのくにジュニア防災士養成講座自主講義コース事例紹介

1 意識啓発コースと同等として承認

自主講義コースの事例	内容
市町の危機管理職員や地域の防災士等による防災講話の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・時間 50 分（50 分以上の場合もある） ・学校が市町の危機管理職員に、防災講話を依頼 ・地震、津波、風水害、火山など、学校のある地域で想定される災害の知識とその備え 等
語り部動画を活用した防災講話の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・時間 50 分 ・語り部動画を借りて、学校の職員が講話を行った ・動画視聴後に講話と短時間のグループワークを実施
地震防災センター見学 ※オプション「防災講話」選択	<ul style="list-style-type: none"> ・時間 90～120 分

2 知識行動コースと同等として承認

自主講義コースの事例	内容
地震防災センター見学 ※オプション「防災講話」選択 防災演習	<ul style="list-style-type: none"> ・時間 150 分以上 ・地震防災センターの見学の実施後、別日に市町職員に依頼（学校職員が行っている学校もある）し、HUG やDIG等の防災演習を実施
市町の危機管理職員や地域の防災士等による防災講話と防災演習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・時間は、実施する内容によって様々で、120～150 分もあれば、半日、1 日の場合もある。 ・学校のある地域で想定される災害の知識やその備え ・HUGやDIGの防災演習の実施 ・避難所設営訓練や防災町歩き、防災マップ作り 等

3 その他事例

- ・校内避難訓練のみ → 同等講座として承認できません
- ・30 分の防災講話のみ → 同等講座として承認できません
- ・動画視聴(30 分程度)のみ → 同等講座として承認できません
- ・防災講話と演習の実施だが、講座時間が 60 分であった。
→ 講座時間が少ないため、知識行動コースではなく、意識啓発コースとしての承認になります。
- ・防災講話とお昼に非常食の試食を実施
→ 非常食の試食のみでは、防災演習として認められないので、知識行動コースではなく、意識啓発コースとしての承認になります。

実施予定の講座が、上記事例に当てはまらず、どのコースとして承認されるかなど、御不明な点ございましたら、以下の問合せ先まで御連絡ください。

【自主講義コース承認についての問合せ先】

担当課	電話番号	メールアドレス
静岡県危機管理部危機情報課	054-221-3694	boujou@pref.shizuoka.lg.jp

※lg:エル ジー